

別府市監査委員告示第1号

監査結果について

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象 企画戦略部、教育部

令和5年3月23日

別府市監査委員 大呂 紗智子

同 手東 貴裕

同 藤野 博

監 査 報 告 書

監査委員は、別府市監査基準（令和2年監査委員告示第2号）に準拠し、本監査を実施した。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に規定する財務監査及び同条第2項に規定する行政監査

2 監査の対象

企画戦略部各課（政策企画課、財政課、情報政策課）及び教育部各課（教育政策課、学校教育課、社会教育課）の原則として令和4年度の事務事業を対象としたが、必要に応じ過年度も対象とした。

3 監査の着眼点

監査に当たっては、事務及び事業が法令に基づいて適正に、かつ、次に掲げる事項に沿って行われているかに留意するものとした。

- (1) 住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる。
- (2) 常に組織及び運営の合理化に努める。

なお、財務事務執行については、内部チェック機能の整備運用状況及び過去の監査において指摘が多くリスクが高い「現金取扱事務」、「支出事務」、「契約事務」及び「財産管理事務」等に重点を置くものとした。

4 監査の主な実施内容

監査に当たり、企画戦略部長及び教育部長以下幹部職員に、事務概要、執行状況等の説明を求め、次の内容で実施した。

- (1) 企画戦略部及び教育部の担当事務、職員の状況、当該年度の重点事業等の資料を基に、上記3の観点から監査重点項目を次のとおり決定した。

重点 監 査 項 目		
共通項目	現金取扱事務	現金取扱事務について
	支出事務	旅費について
	契約事務	委託契約について
	財産管理事務	備品の管理について
		切手その他金券類の管理について
公有財産の管理について		

個別項目	企画戦略部	政策企画課	補助金について		
			指定管理施設における自動販売機の設置形態について		
	教育部	教育政策課	工事の施工状況について	北部中学校公共下水道工事 (R4 実施分)	
				大平山小学校運動場防球ネット設置工事 (R4 実施分)	
	社会教育課		工事の施工状況について	施設の指定管理について	
				別府市コミュニティーセンター温泉管改修工事 (R4 実施分)	
				別府市西部地区公民館体育室床改修工事 (R4 実施分)	
				別府市美術館外空調設備改修工事 (R4 実施分)	
		別府市美術館外高圧受変電設備等改修工事 (R4 実施分)			

(2) 監査委員及び事務局職員により、重点監査項目に関する財務証票その他関係書類等の確認を行うとともに、事務執行過程における状況について、企画戦略部及び教育部各課担当者へのヒアリングを実施した。

また、証拠として関係書類を複写保存し、精査を行った。

(3) 備品については、各課事務室等において現物実地調査を行うとともに、付随する関係書類の提出を受け、照合確認を行った。

(4) 工事については、契約書類、設計図書等関係書類の確認を行うとともに、所管課及び工事担当者から説明を受け、現場において施工状況を調査した。

(5) 監査委員全員により、項目ごとに、監査途中における問題点やリスクの評価等について意見交換を行うとともに、重要な点において、別府市監査基準第15条に定める事項が認められるか協議した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員室、監査事務局事務室、各課事務室等

(2) 実施日程 令和4年12月1日から令和5年3月3日まで

6 監査の結果

別府市監査基準に基づき、重要な点において上記1から5に掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるよう、組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

一方、その他の観点から一層の事務の適正化等に努めるべく、是正又は改善が求められる事項は次のとおりである。

(1) 共通項目

ア 旅費について（社会教育課）

各施設の自家用車登録について、一部登録申請承認前に自家用車を公用車として使用している事例及び年度途中で車検証更新の確認漏れが見受けられた。旅費支給の有無に関わらず、自家用車を公務で利用する場合は、別府市職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要領に基づき、登録申請及び使用承認を適正に行われたい。

イ 備品の管理について

（政策企画課、財政課、情報政策課、教育政策課、学校教育課、社会教育課）

備品管理において、耐用年数を経過し使用不能となったもの、使用不能のため廃棄しているが備品管理システムの廃棄処理がなされていないもの、備品シールのないもの及び備品シールが旧備品番号のものが見受けられた。備品の管理について別府市物品管理規則に基づき適正に行われたい。

ウ 切手その他金券類の管理について（学校教育課）

郵便切手は金券であり換金性も高く、厳密な管理を行う必要があることから、定期的に「郵便切手・はがき受払簿」の記載内容と残枚数の確認を行うなど、別府市文書管理規程第33条第2項の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 個別項目

指定管理業務の執行状況について（社会教育課）

別府市コミュニティセンターの指定管理業務の執行状況を確認した結果、別府市指定管理者制度運用ガイドラインに規定する暴力団排除対象者の該当の有無について別府警察署に対する照会をしていなかった。また、基本協定書に基づく再委託の書面による承認をしていなかった。適正に事務処理されたい。

指定管理者のイベント開催における行政財産の使用許可申請及び使用許可を受けた者が、実際には駐車場を使用しない所管課長名となっていた。指定管理者が行う事業であることから、指定管理者名で申請し、指定管理者に対し許可すべきであるため適切に事務処理されたい。

休館日及び利用料金の変更申請について、別府市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例第15条第2項及び第17条第2項で「教育委員会の事前承認を得て」と規定しているが、市長宛てに提出されていた。教育財産の管理権限は、教育機関の長にあることから適正に事務処理するよう指定管理者を指導されたい。

7 意見

委託業務における契約事務について、競争案件はおおむね良好に執行されていたが、随意契約において地方自治法施行令（以下、「施行令」という。）第167条の2第1項第2号

「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」を適用しているものについて、記載されている随意契約理由が具体性に乏しく、理由が十分に説明できていない事例が見受けられた。

随意契約の手法をとることができるものは施行令第167条の2第1項各号に定められた要件に該当する場合に限るとされている。特に施行令第167条の2第1項第2号を適用する場合は、「個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきもの。」とされており、別府市随意契約ガイドラインに判断基準が示されていることから同ガイドラインに基づき適正に事務処理されたい。

最後に、監査の結果に基づき措置を講ずる際には、リスク管理に注意し実効性のあるものとなるよう考慮されたい。